平成２２年（フ）第１１８２号
大阪府吹田市末広町21番８号、前住所大阪府吹田市内本町３丁目１番１号
債務者　遠藤　榮子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２３１号
大阪府寝屋川市高宮あさひ丘46番４号、前住所大阪府門真市大池町10番４号
債務者　榊　　望
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２８７号
大阪市西淀川区福町２丁目４番６号
債務者　田中美佐子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３０１号
大阪府四條畷市岡山東２丁目１番33号　平井マンション306
債務者　太田　邦子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月23日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２号
北海道滝川市一の坂町東３丁目８番18号
債務者　苅屋　邦夫
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
北海道滝川市一の坂町東３丁目８番18号
債務者　苅屋　厚美
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１４号
北海道砂川市東４条南６丁目１番５号
債務者　歌代　治夫
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１６号
北海道空知郡奈井江町字奈井江762番地10
債務者　小川　幸二
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１５号
北海道北見市高栄西町６丁目６番２―201号
債務者　花渕　博行
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第１１号
青森県三沢市大字三沢字下久保41番地20号W49ＤＤ
債務者　宮野真由美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第２９６号
埼玉県行田市大字小見1403番地１　グループホーム美蕾、住民票上の住所埼玉県行田市大字小見1403番地１
債務者　島田　彰久
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第５５号
千葉市緑区古市場町458番地７　ファインビレッジⅡ102号
債務者　五十嵐有紗（旧姓西賀）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第５９号
千葉県市原市柏橋215番地137
債務者　渡辺千恵理（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７８号
千葉市稲毛区あやめ台２番17棟302号
債務者　浅岡　弘美
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８７号
千葉市若葉区愛生町64番地１　シティハイムアイ202号
債務者　矢島　　昇
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９８号
千葉県市原市牛久1030番地１　山内ハイツ202号室
債務者　山崎　榮子
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０７号
千葉市花見川区柏井４丁目30番11号　鷹の台ハウス201号
債務者　千葉　理江（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係